



## 国内取引信用保険

取引先が万が一倒産または支払遅延発生(一定期間以上)により、貸倒れ損害を被った場合、貸倒れ損害に対し保険金をお支払いします。貸倒損失からお客様をプロテクトするサービス内容は下記のとおりです。

### <与信審査>

ユーラーヘルメスグループはビジネスに不可欠な信用力の評価を行っています。全世界 4,000 万件以上の企業データと高度な企業分析システムにより、公正な見解を提供しています。これにより、お客様は容易に与信枠の決定・管理をすることができます。そして、お客様は本来のビジネスに専念できると同時に与信管理業務に掛かる時間や経費の削減も可能となります。

### <保険契約引受>

保険契約のお引受に際しては経験豊かなアンダーライターがお客様のビジネスニーズに見合った保険契約引受条件を提案します。保険料は売上高または売掛債権残高に基づき、適切な料率が算定されます。契約締結後はお取引先に知られることなく、合理的なリスクヘッジが可能となります。また、お客様の信用力増強による副次的な効果として、金融機関に対する信用力向上と運転資金の調達力の強化が期待されます。

### <与信管理>

保険期間中のお取引先の財務状況を継続的にモニタリングし、お客様の経営に重大な影響を与える貸倒損失の発生を未然に防ぐための情報を提供します。これは同時に、お客様の社内における与信管理体制の強化、さらには債権管理業務の経費削減にもつながります。

### <損害処理>

お取引先の予期せぬ倒産や支払遅延により回収不能が発生した場合には保険金をお支払いいたします。これにより、お客様の資金繰りがサポートされます。よって、損失対応に煩わされることなく、安心して企業経営に専念できるのです。

## <取引信用保険を活用するメリット>

### <保証機能>

1. お取引先の倒産または支払遅延により回収不能となった売掛債権を補償します。
2. 毎年変動する貸倒れコストを安定的な保険料コスト(損金処理が可能)へ移管します。
3. お取引先に知られることなく、リスクヘッジが可能です。
4. 迅速な保険金支払いにより、不測の事態による資金繰り悪化を防止します。

### <与信管理サポート機能>

1. お客様の与信管理および審査体制のサポートをいたします。
2. 与信管理業務の効率化による経費の削減と事務作業の簡素化が可能となります。
3. お取引先の財務状況を継続的にモニタリングし、お客様の与信管理体制をサポートいたします。
4. 新規取引先企業の選別に有効なツールとしてご活用いただけます。

### < 保険金の支払い >

保険の対象である債権の回収不能が、次に掲げる事由のいずれかの直接の結果として発生した日をもって保険事故が発生したものとします。

1. 債務者に対する破産、会社更生手続の開始、民事再生の開始、会社整理の開始もしくは特別清算の開始の決定が裁判所によりなされたとき
2. 手形交換所または金融機関が債務者との取引を停止したとき
3. 別表記載の債務不履行延長期間終了後も債権の全部または一部が未払のまま残っているとき。この場合の期間は当社が期限超過の未払額についての通知を受けた日から起算するものとします。

### < お引受対象、および条件 >

原則として、お取引先に対する一定額以上の売掛債権全てが対象となります。但し、各お取引先に対する与信額（信用限度額）は、弊社にて審査した上でご回答します。また、一事業部、一部署のお取引先を保険対象とすることも可能です。（但し、年間売上金額 5 億円以上、リスクの分散を図るため、逆選択をしないで保険対象となる取引先数が原則として 5 社以上）

年間保険金支払限度額、保険料率、縮小率、その他詳細につきましては、見積り時にご提出頂く情報やご要望をもとに、話し合いの上、契約前に決めさせていただきます。

保険料の算定方法については、「年間売上高方式」と「債権残高方式」の2種類があり、お客様の要望に応じてお選び頂きます。

（保険料の目安としては年間の保険対象売上高の 0.1%～0.6%となっております。）

### < 保険料計算方法 >

#### < 年間売上高方式 >

保険の対象となる契約期間中の年間売上高に対して、保険料率を掛けたものが最終的な保険料となります。保険料率はお客様の売上高、過去の貸倒れ損失、決済期間等を基に個別に設定させていただきます。

#### < 債権残高方式 >

保険の対象となる各取引先の売掛債権残高に基づき、付保対象債権残高の合計額を求め、その額に保険料率を掛けたものが当月分の保険料となります。同様の計算方法で算出した各月の保険料を12か月分足した金額が年間の確定保険料となります。保険料率はお客様の売上高、債権残高、過去の貸倒れ損失、決済期間等を基に個別に設定させていただきます。

### < 債権残高方式のメリット >

1. 与信枠（信用限度額）ないし実債権残高の何れか小さい金額が保険料計算の対象となりますので、無駄な保険料が発生しません。
2. 新規取引先を増やしたい」「既存の取引先との与信枠を拡大して商売を広げたい」等の場合に最適な保険の仕組です。（与信枠を大きく設定して実際の取引が思うように大きくならなくても実債権にしか保険料はかかりません）
3. 季節変動などにより、債権残高の変動幅が大きいご商売の場合、実質的に保険料コストを低く抑えられます。

ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店

E-Mail : [Info.jp@eulerhermes.com](mailto:Info.jp@eulerhermes.com)

<http://www.eulerhermes.co.jp/ja/>